

平成24年度 交通安全意識調査 集計結果

県立神奈川総合産業高等学校 サポーターズ 交通安全委員会

10月に、全生徒・保護者を対象に『交通安全意識調査』を行いました。ご協力ありがとうございました。
有効回答数は次の通りです。

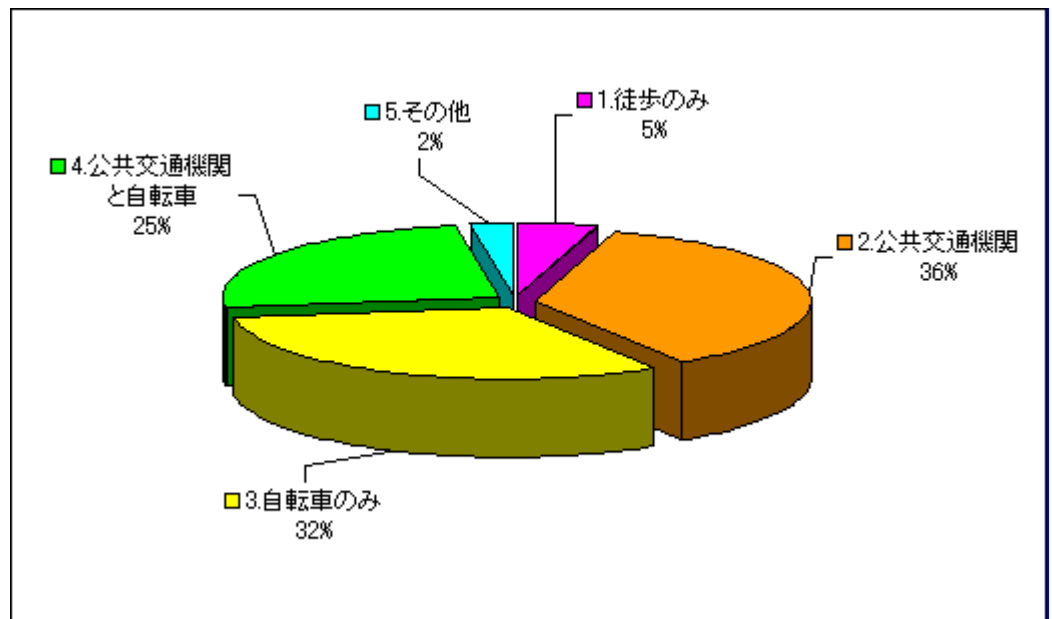
★生徒対象回答 1年次226名、2年次219名、3年次212名 合計657名

☆保護者対象回答 110名

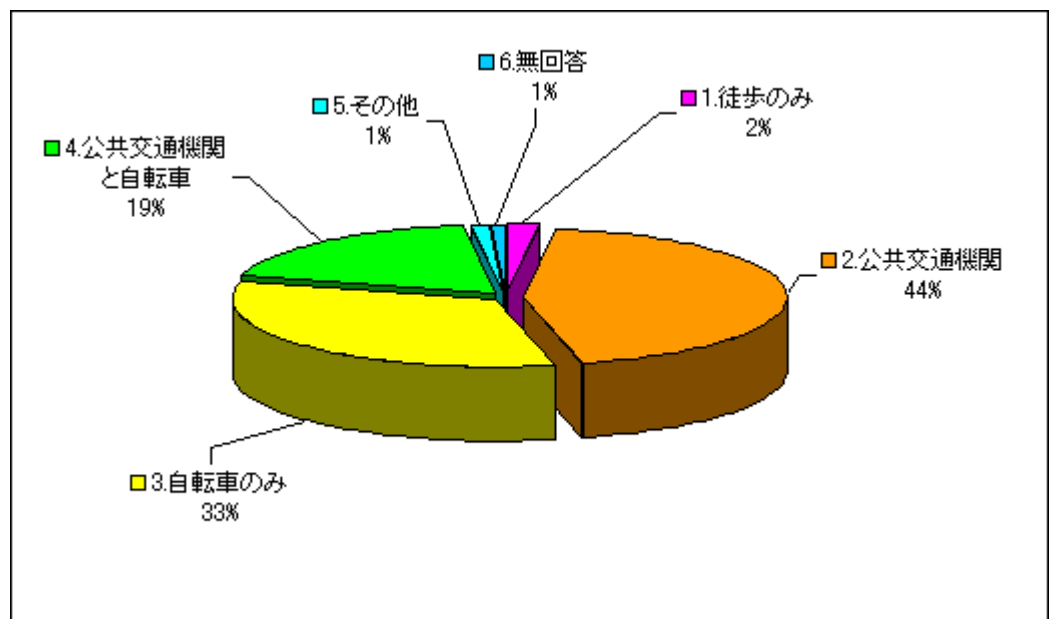
では生徒と保護者の集計結果から傾向を考えてみたいと思います。

1. 主な通学手段は何ですか？ 下記のうち1つを選んでください。 (生徒、保護者)

★生徒



☆保護者

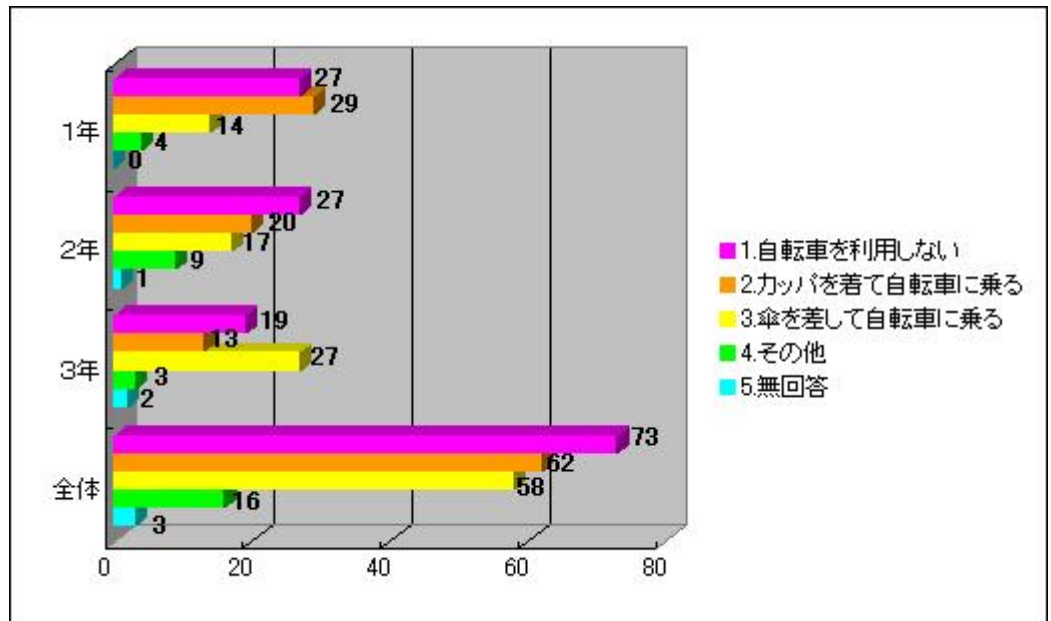


本校では約半数の方が自転車を利用しているようです。

自転車通学をされている方に次の質問をしました。（生徒）

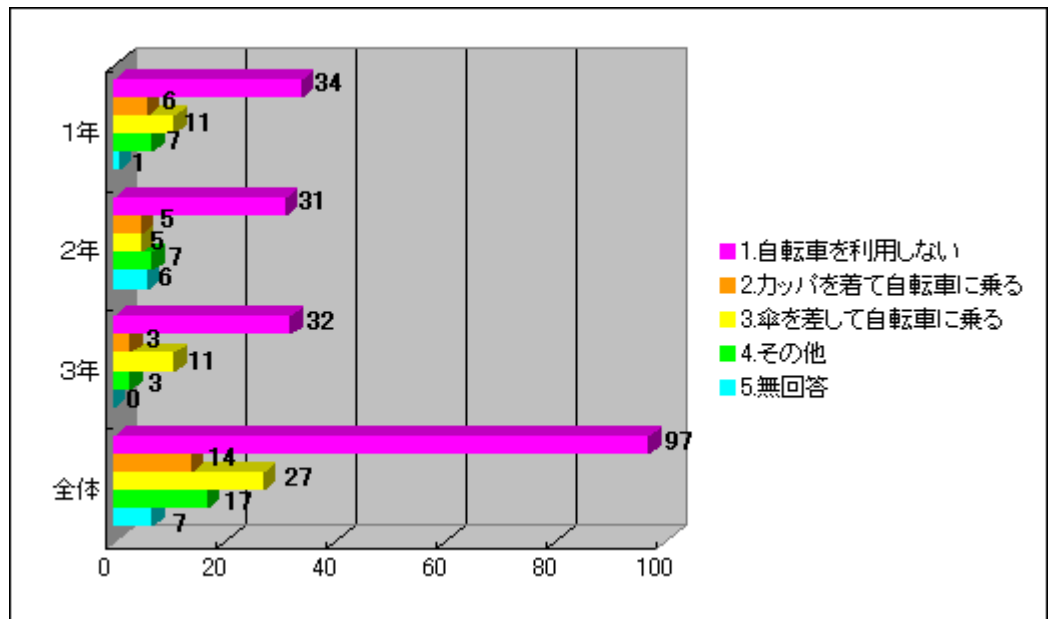
1-1. 自転車のみと答えた方で雨の日はどうしていますか？

★生徒



1-2. 公共交通機関と自転車のみと答えた方で雨の日はどうしていますか？

★生徒

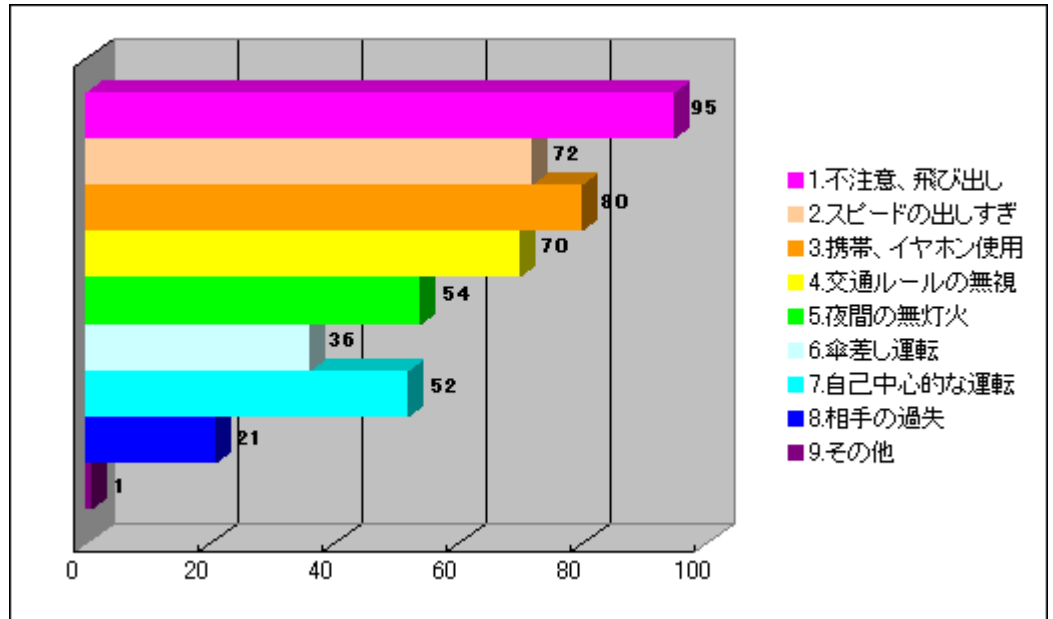


雨の日でも自転車に乗る人は、年次が低いほどカッパを着て通学していますが、年次が高くなると傘を差しているようです。

傘さし運転や携帯やイヤホンなどの使用、夜間無灯火は5万円以下の罰金が科せられます。
保護者の方からも注意喚起を是非、お願いします。

2. 一般的に自転車事故の原因として考えられることは何だと思いますか？ 【複数回答可】 （保護者）

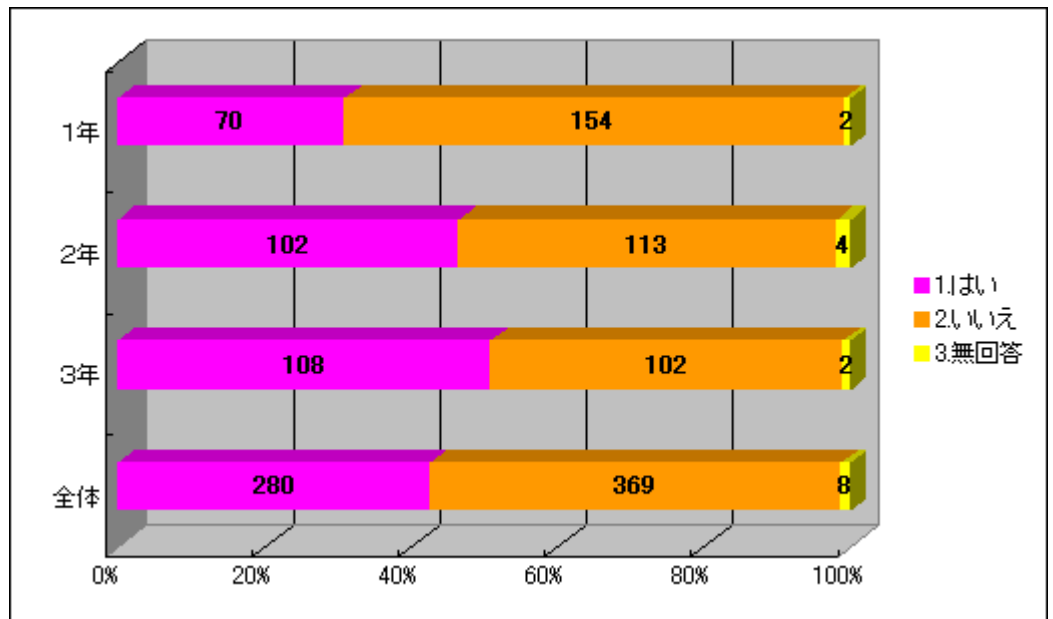
☆保護者



自転車運転のマナーやモラルが事故の原因だと認識されているようです。
歩道の通行には注意してもらいたいものですね。

3. セーフティカードを持っていますか？ （生徒）

★生徒



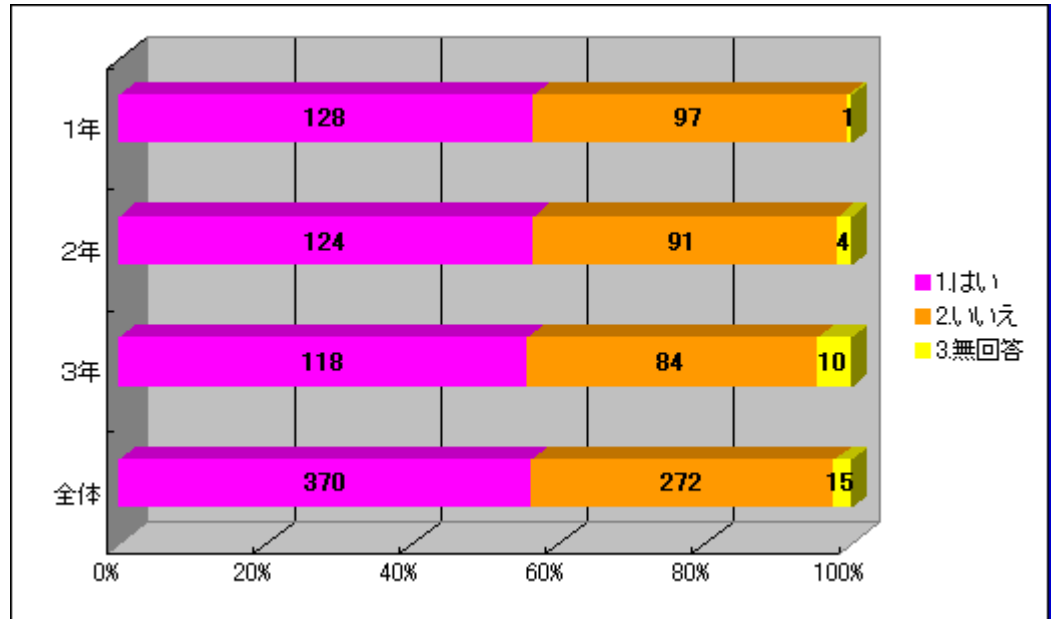
1年生に持っていない率が多い、との結果がでました。

原因はいろいろあると思いますが、セーフティカードには万が一事故にあったときの対応方法が書かれています。

今一度、認識していただき生徒手帳や名札入れに常備して、いつでも見ることができるようにしておきましょう。

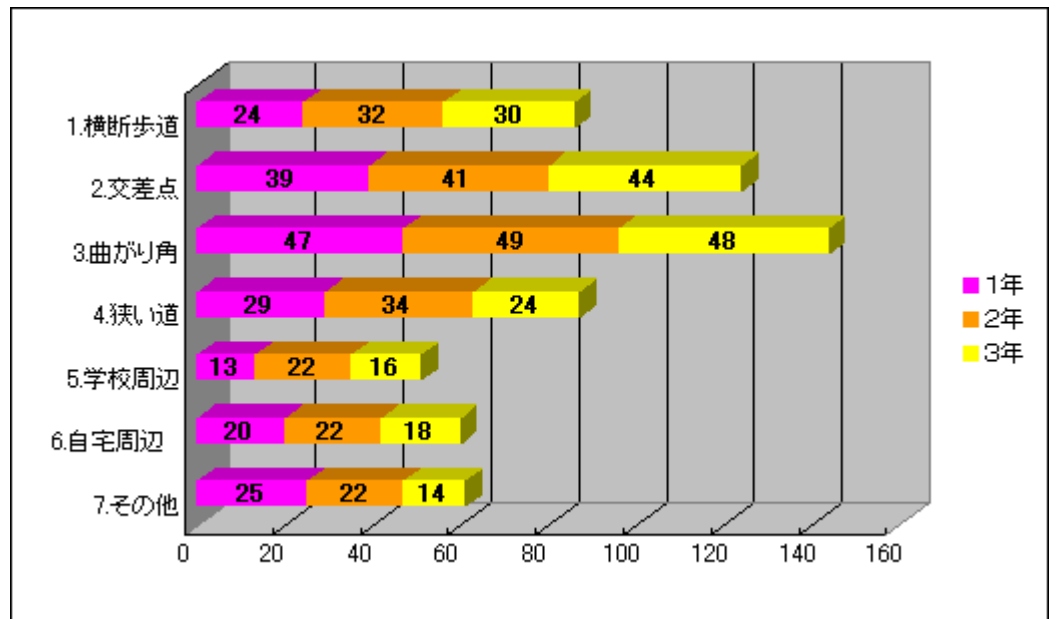
4. 歩行中や自転車を運転中に、事故にあいそうになったり、実際にあったことがありますか？ (生徒)

★生徒



4-1. 「はい」と答えた方にお聞きします。場所はどこでしたか？ 【複数回答可】 (生徒)

★生徒



約半分の方が、なんらかの形で危険な場面に遭遇しているようです。

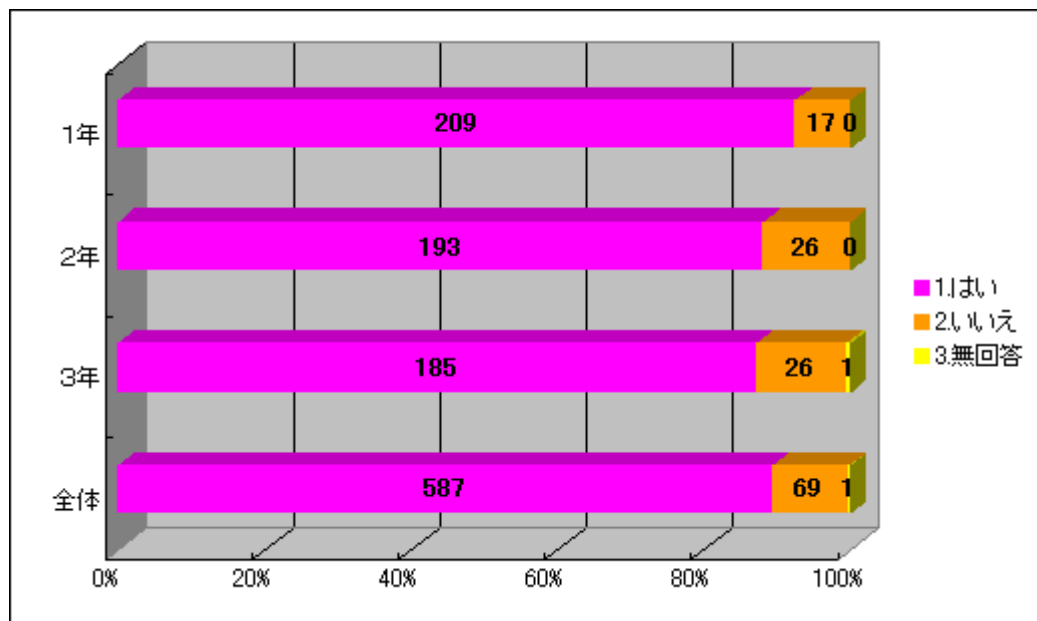
場所では、自動車と同じように、注意力が分散しやすい交差点や曲がり角が多いようです。

自転車は機敏なので、狭い道もすいすい走っていきることができるのですが、本当に事故には気をつけましょう。

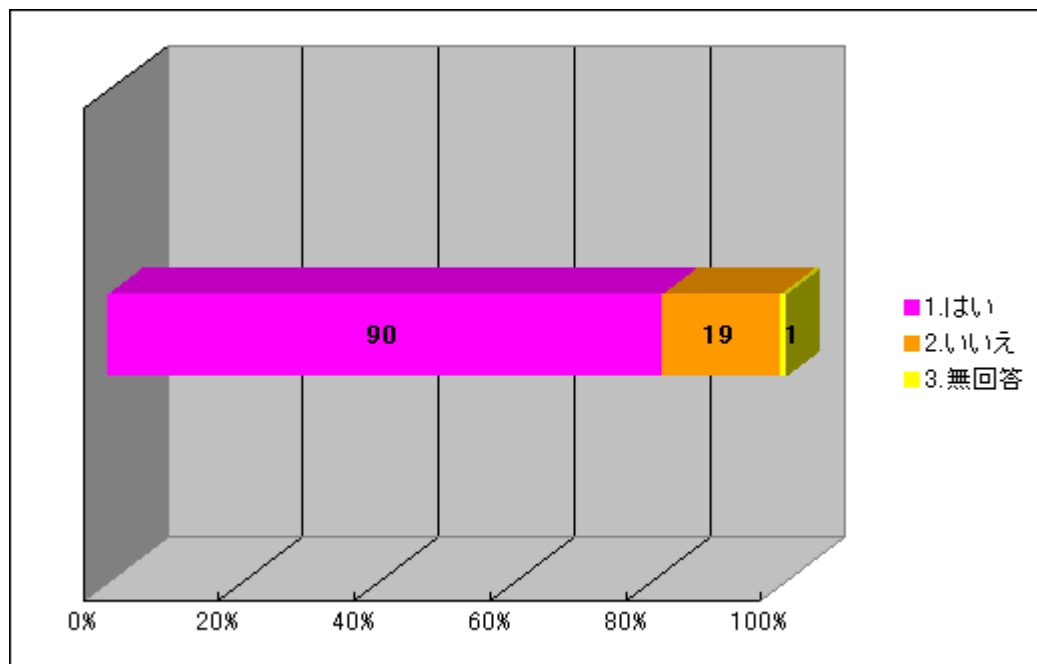
自転車の保有について聞いてみました。 生徒と保護者に同じ質問をしています。
保護者の方には、お子さんの自転車について伺っています。

5. 自転車を持っていますか？（生徒、保護者）

★生徒



☆保護者

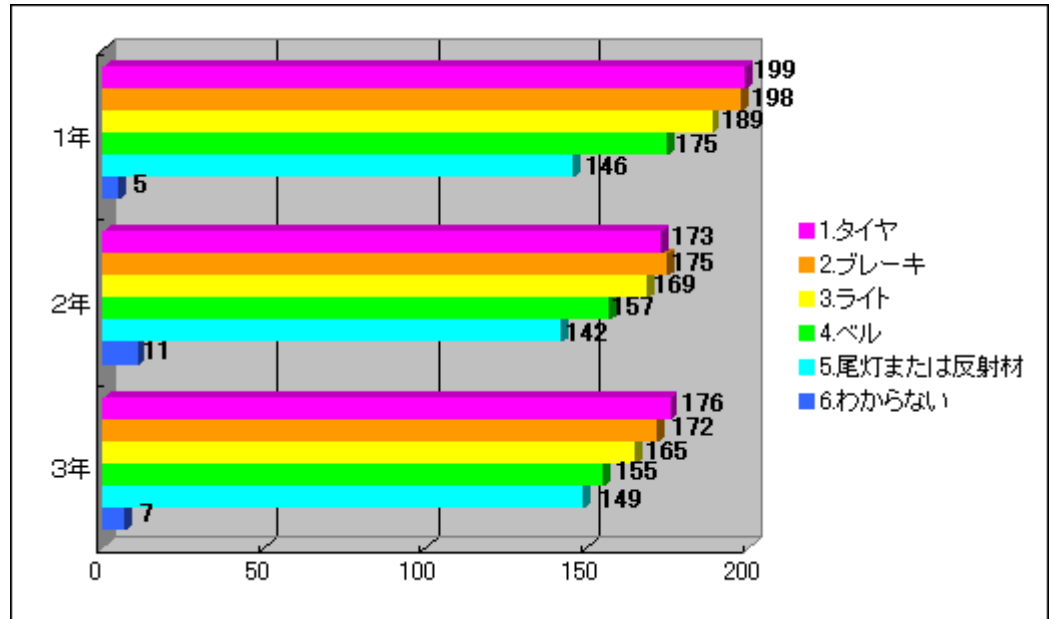


自転車の保有率はやはり高いようです。

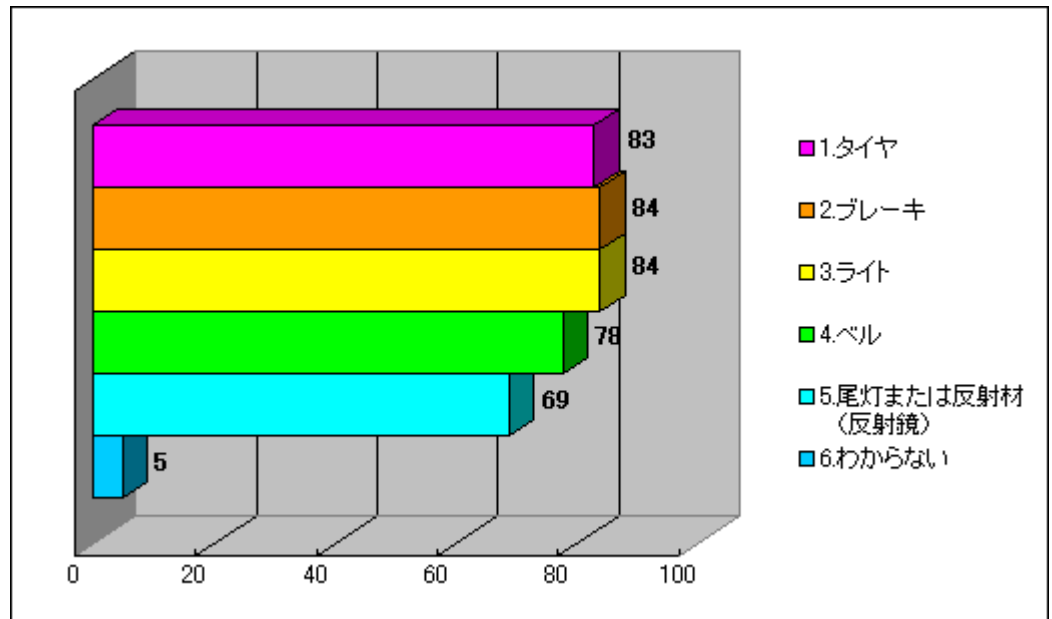
自転車を保有している方に自転車の整備状態について聞きました。 生徒と保護者に同じ質問をしています。

5-1. 自転車にきちんと付いていて可動しているものを選んでください。 【複数回答可】

★生徒



☆保護者



タイヤやブレーキといった走行に関する部品には注意をされているようです。

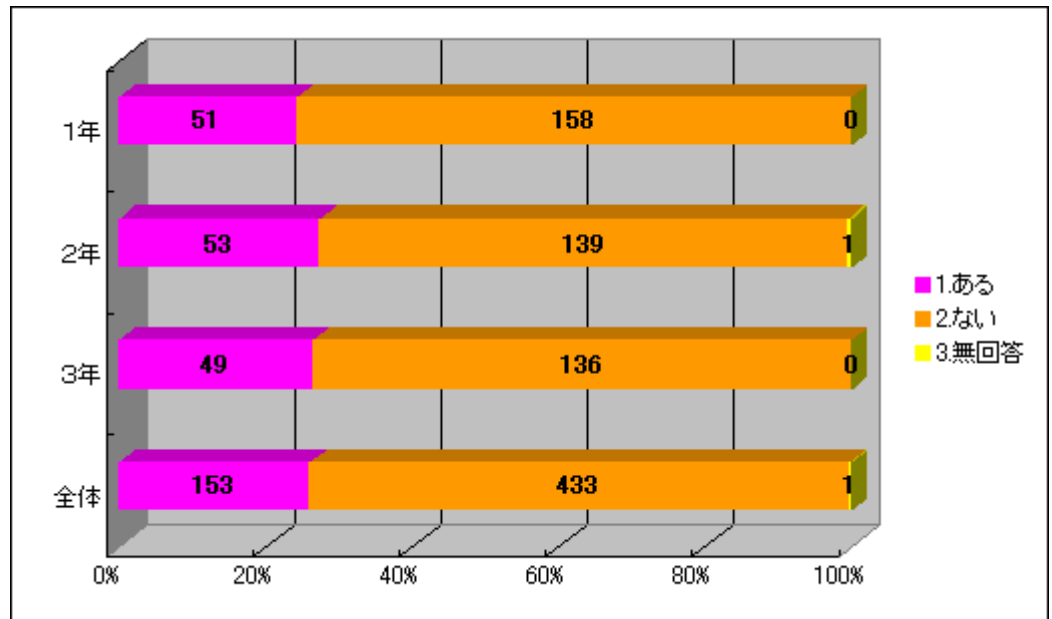
「ぶたはしゃべる」と覚えて、常日頃から点検をしていきましょう。

- ・ **ブレーキ** 左右交互に軽くブレーキをかけてきちんととまるか。
- ・ **タイヤ** 指で軽く押ししてもへこまないくらいを目安に空気をいれているか。
- ・ **ハンシャ材、ライト** 反射材が付いているか。ライトはきちんと点灯するか。
- ・ **シャタイ** チェーンは指で押せるくらいの余裕があるか。サドルは両足が地面につくか。
- ・ **ベル** ベルがよく鳴るか。

自転車を保有している生徒の方に自転車運転中の行為について聞いてみました。

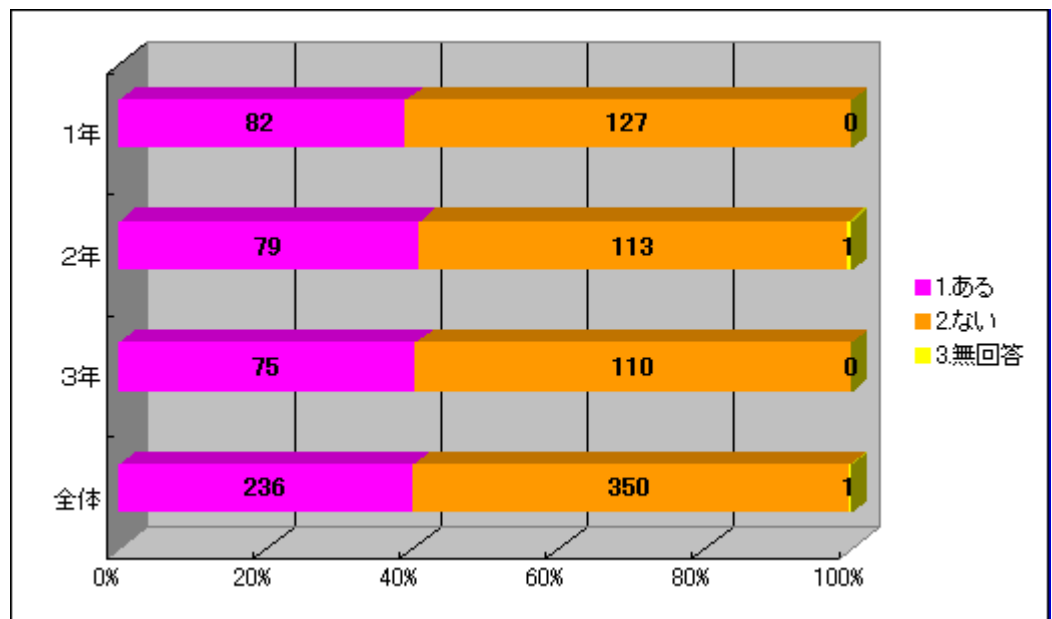
5-2. 自転車走行中に携帯電話で通話やメールを使用することがありますか？ (生徒)

★生徒



5-3. 自転車走行中に音楽プレイヤーを使用することがありますか？ (生徒)

★生徒



ちょっと恐ろしい結果が出てしまいました。

これら、走行中の携帯電話使用や音楽プレイヤー使用の行為はとても危険であり、罰金を含む罰則があります。

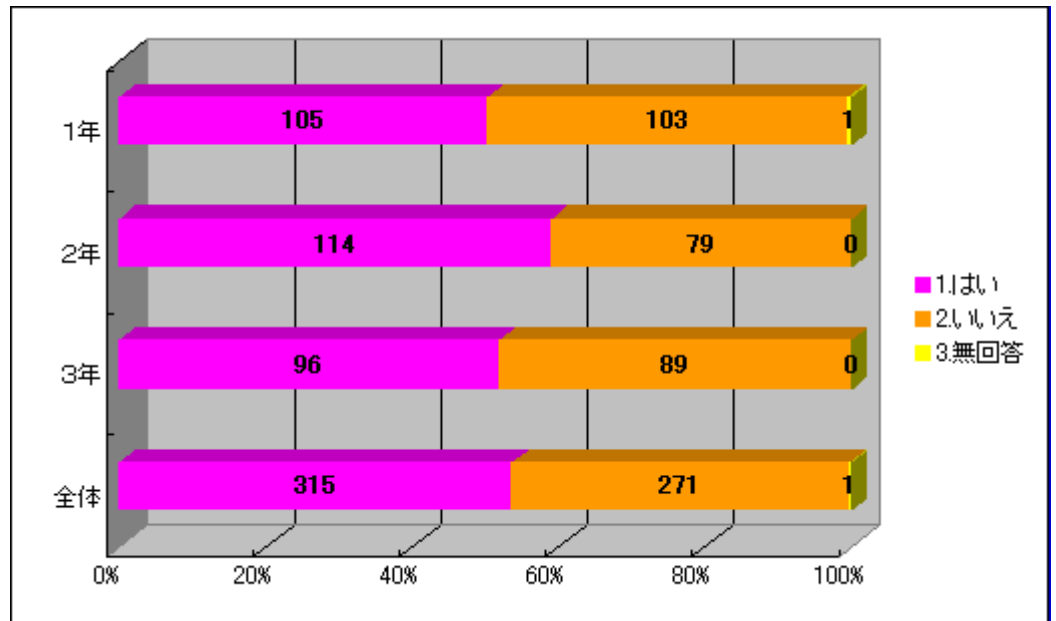
これらの行為は、よそ見や注意不足につながりますので、走行中はやめましょう。

保護者の方からお子さんへ注意喚起をしていただきたいと思います。

自転車を保有している生徒の方に自転車の保守点検について聞いてみました。

5-4. 自転車を時々点検していますか？ (生徒)

★生徒

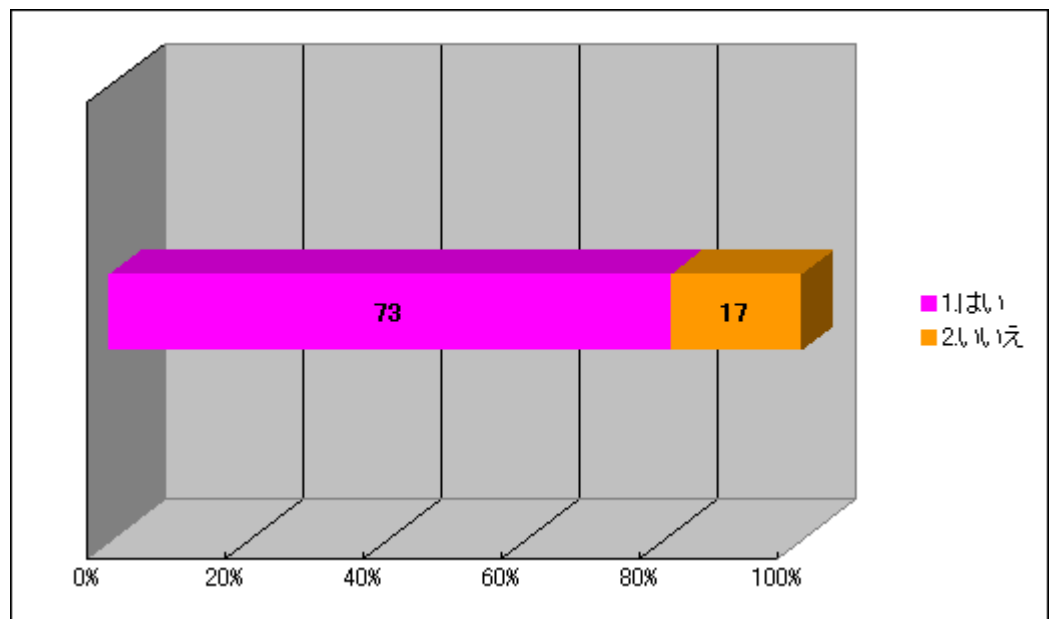


2年次生の点検率が一番高いですが、それでも6割に届いていないようです。自転車は扱っている人の命を背負って走っています。日ごろ使っている自転車なので、点検して長く使っていきましょう。

続いてお子さんが自転車を保有している保護者の方にお聞きしました。

5-5. 傷害保険や賠償保険が付帯しているTSマークをご存知ですか？ (保護者)

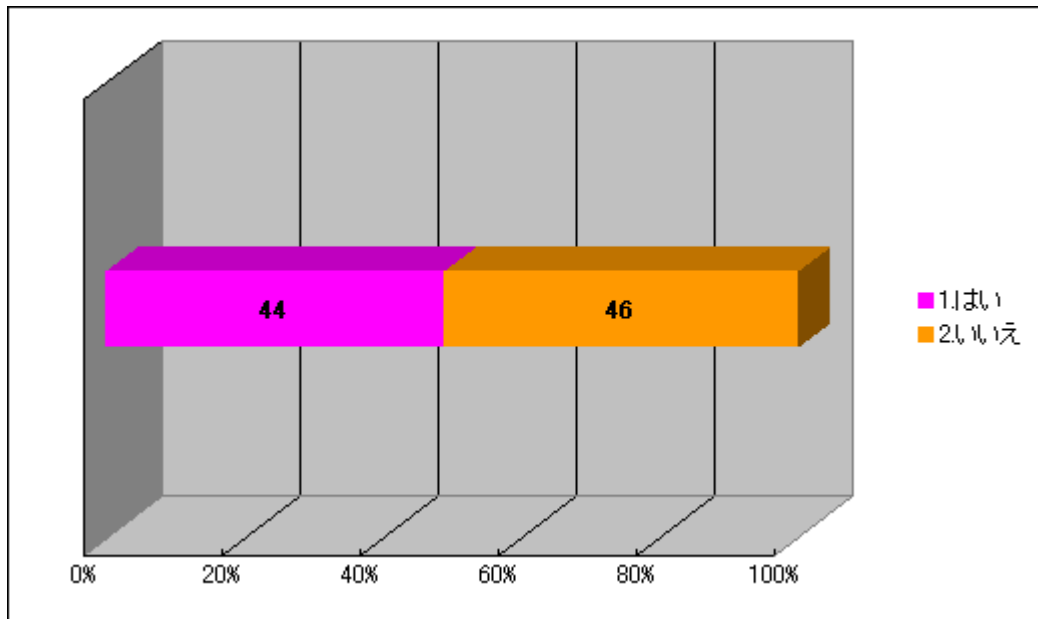
☆保護者



自転車を購入したときや、点検・整備を受けたときに貼付してもらうので、ご存知の方が多いようです。このマークは自転車安全整備士によって貼付されます。また付帯保険は点検の日から1年です。詳しくはこちらまで <<http://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>>

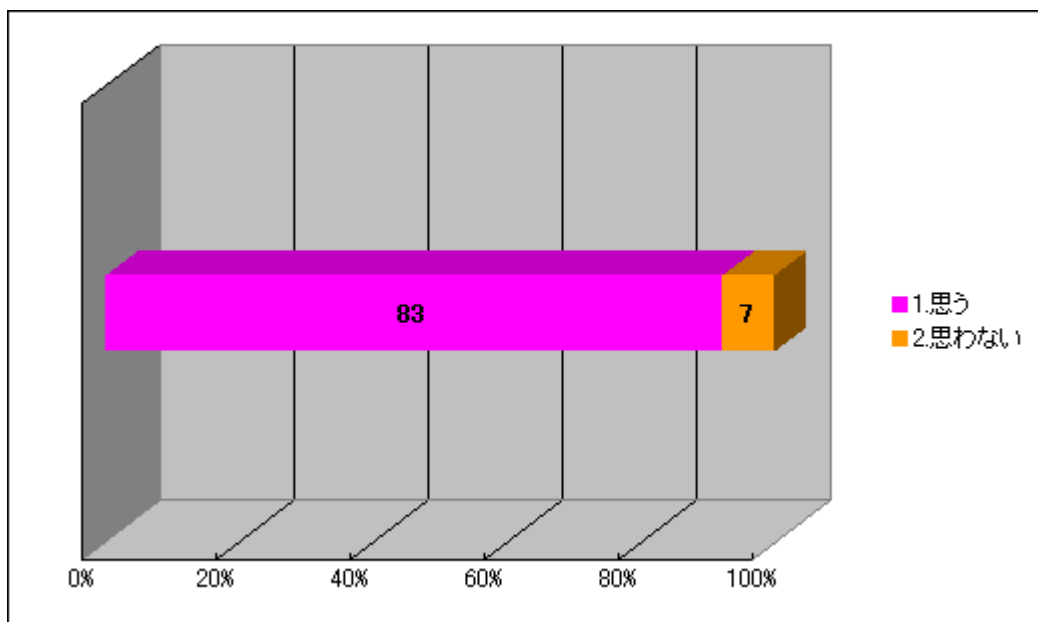
5-6. お子さんの通学用自転車に安全に乗れる状態か時々保護者の方が確認をしますか？ (保護者)

☆保護者



5-7. 自転車保険への加入は必要だと思いますか？

☆保護者



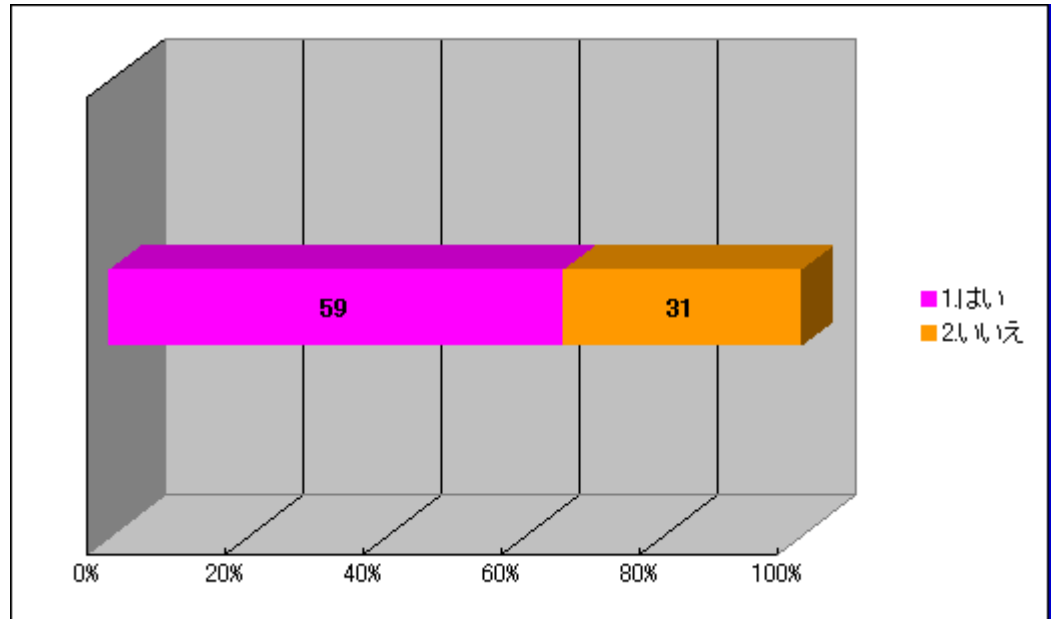
高校生ともなると、自分の自転車は自分で整備するだろう、という考えなのかお子さんの自転車の干渉はされていないようです。

ただし万が一のために、保険への加入についてはとても関心をもっており、圧倒的に加入が必要と感じているという結果がでました。

さらに質問を掘り下げていきました。

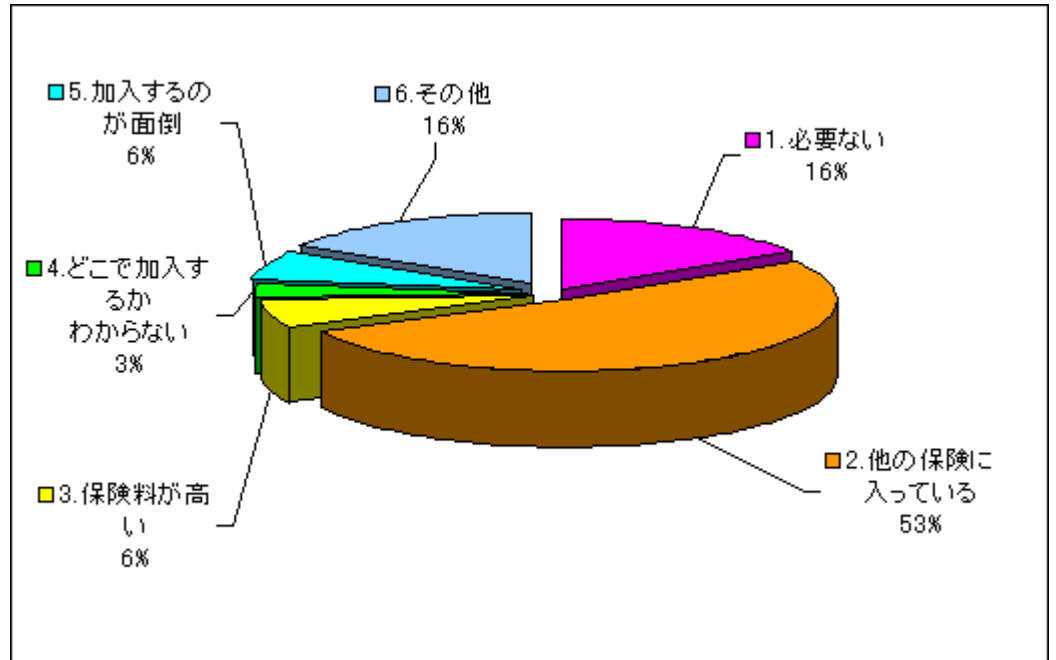
5-8. 自転車保険に加入していますか？ (保護者)

☆保護者



5-9. 前の質問で「いいえ」と答えた方にお聞きします。 加入しない理由を教えてください。(保護者)

☆保護者



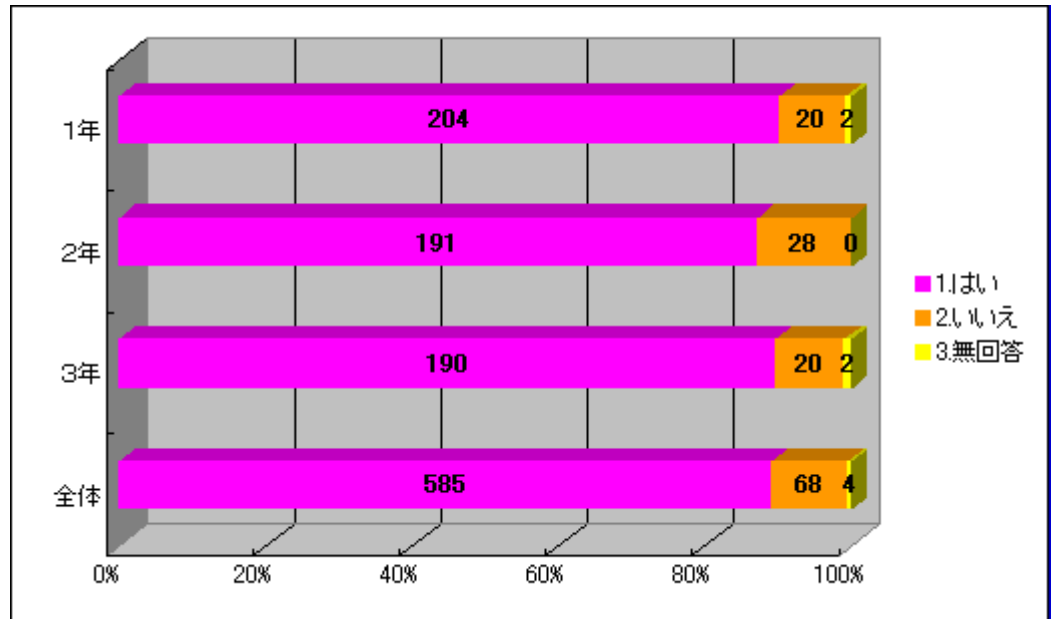
自転車保険に入っている方と他の保険に入っている方をあわせると、8割近くの加入率になっています。しかしながら未加入の方も少なくなく、任意保険であることを考えると仕方ないとはいえ、万が一のために保険に加入しておいたほうが良いのではないのでしょうか。

月々数百円で加入できる保険もあるので、ご検討いただきたいと思います。

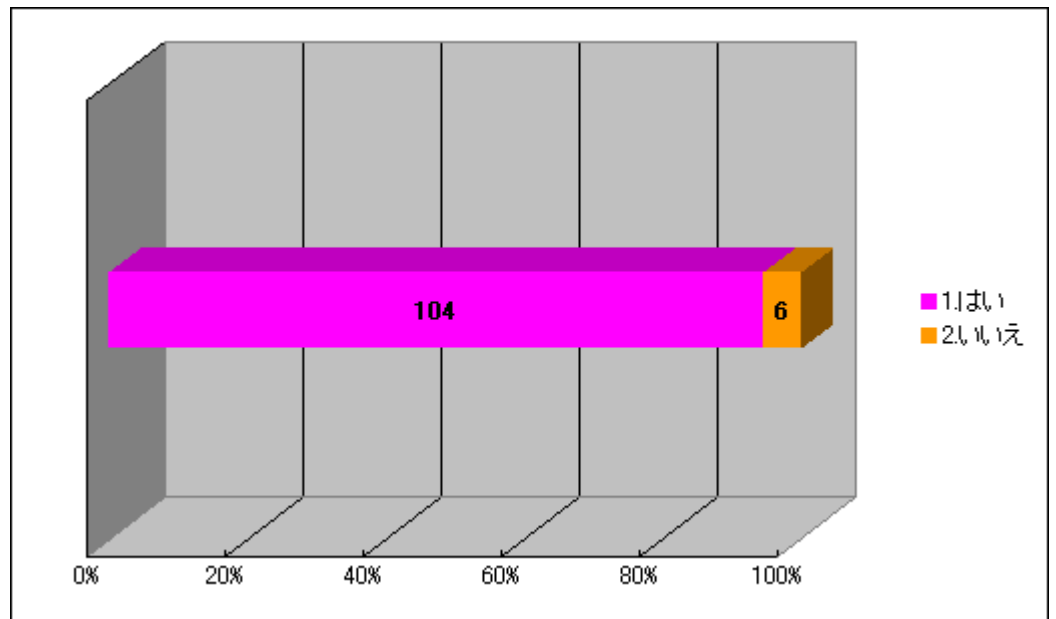
自転車で事故を起こした場合の損害賠償ついて聞きました。 生徒と保護者に同じ質問をしています。

6. 自転車走行時、歩行者等にケガをさせたとき場合によっては高額な損害賠償が発生することを知っていますか？

★生徒



☆保護者



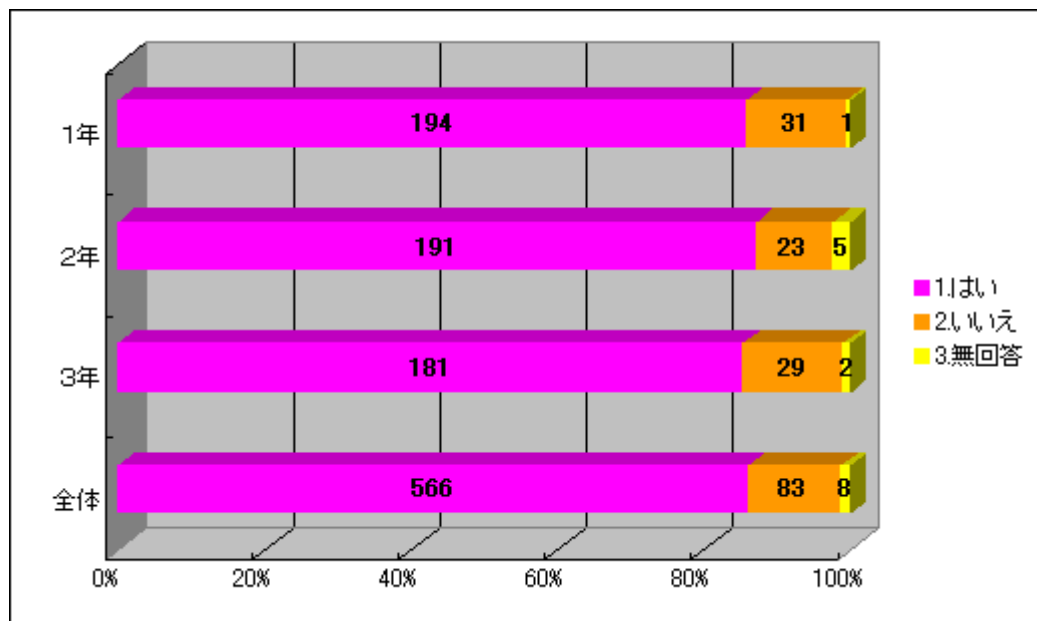
9割近くの方が、場合によっては高額な損害賠償が発生することを知っているようです。最近ではニュースでも話題になっているので、身近に感じているのではないのでしょうか。

通学時の交通安全意識について聞いてみました。 生徒と保護者に同じ質問をしています。

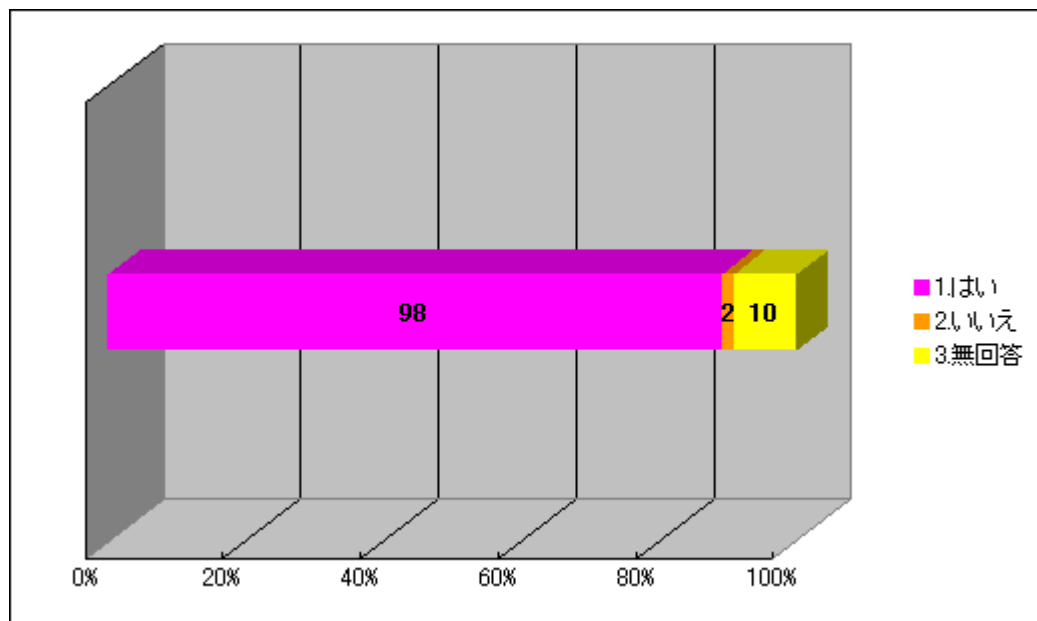
7. あなたは交通安全に気をつけて（交通規則を守って）通学していますか？ （生徒）

お子様に交通安全に気をつけて（交通規則を守って）通学するように伝えていますか？ （保護者）

★生徒



☆保護者



交通安全意識をもっていることは、勉強の予習と同じように、いざというときに対応がとれるので良いという結果がでています。

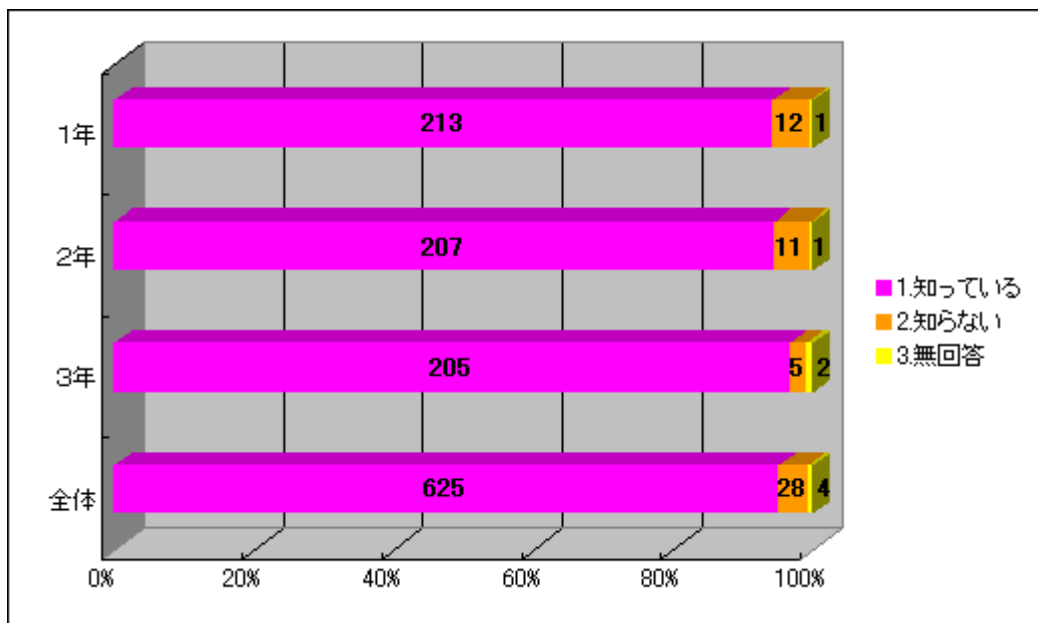
予測を立てながらの行動（運転）と、そうでない行動（運転）では対応に余裕ができるということだと思います。

日ごろから癖をつけたいですね。

交通ルールについて聞いてみました。 質問の内容は若干ちがいますが生徒と保護者に聞いています。

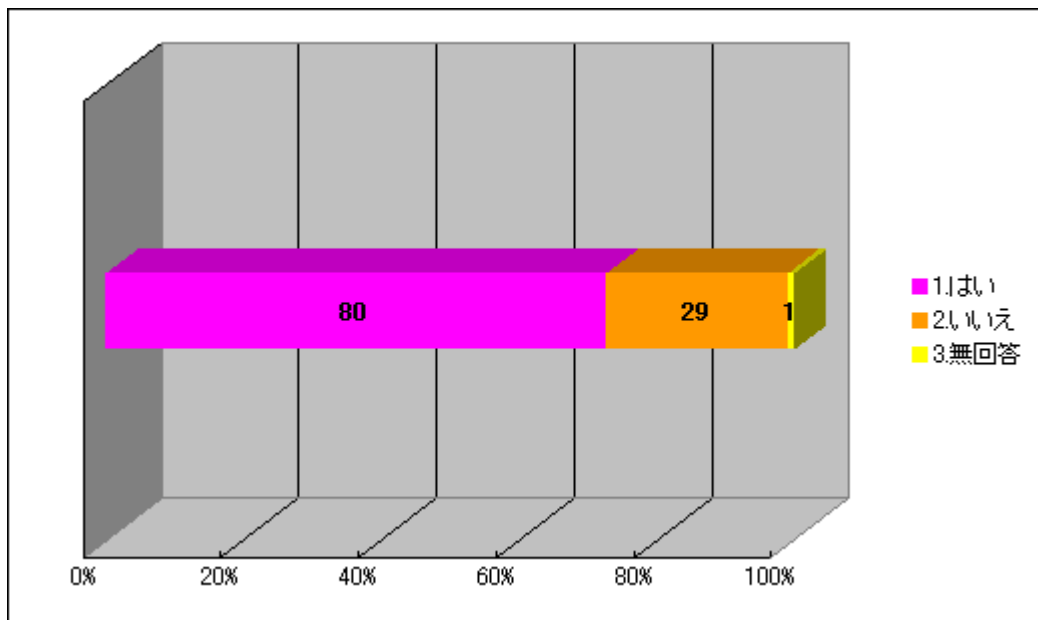
8. 自転車の二人乗り、信号無視、歩行者妨害、傘差し運転、無灯火運転、飲酒運転に対し、罰金を含む罰則があることを知っていますか？ (生徒)

★生徒



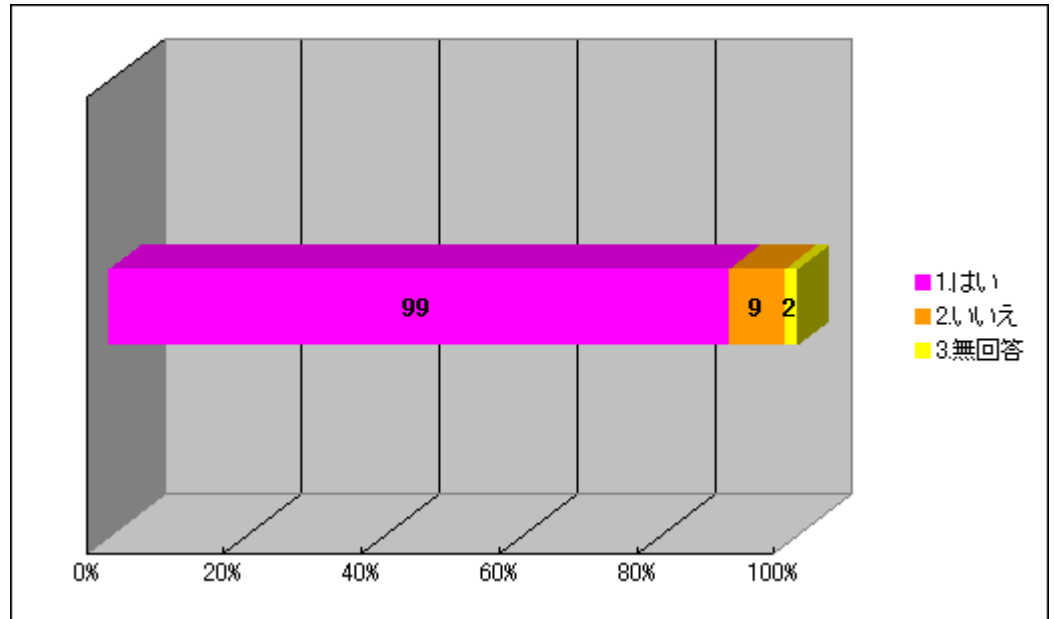
9. H23年の5月に神奈川県道路交通法が改正され、自転車走行中の携帯使用やイヤホン等の使用に対し、5万円以下の罰金が科せられることを知っていますか？ (保護者)

☆保護者



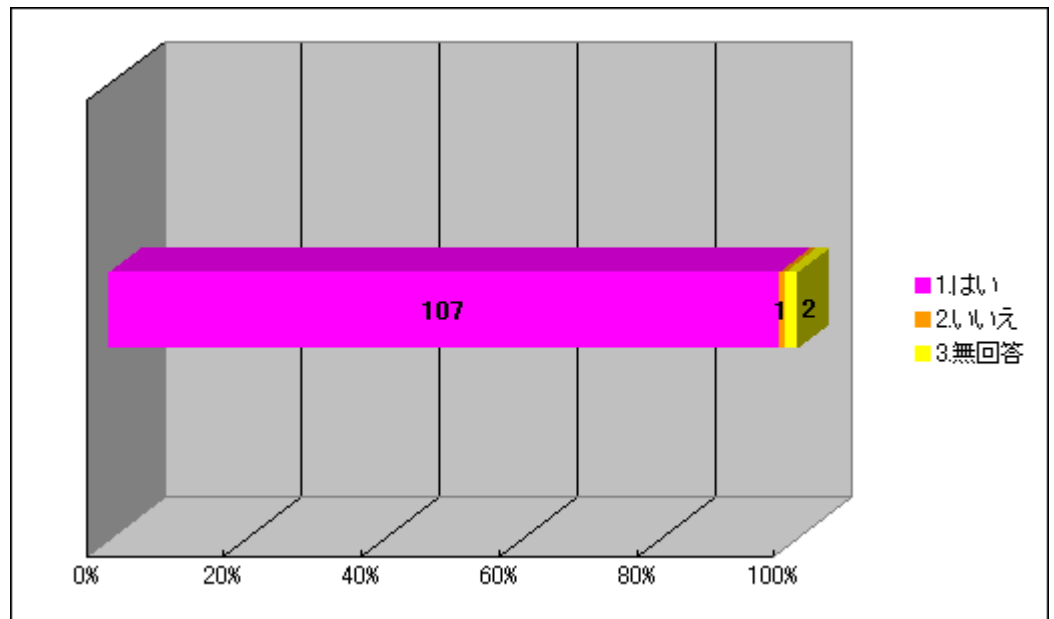
10. 罰金を含む罰則があることを知っていますか？ (保護者)

☆保護者



11. 自転車にも道路交通法が適用されることを知っていますか？ (保護者)

☆保護者



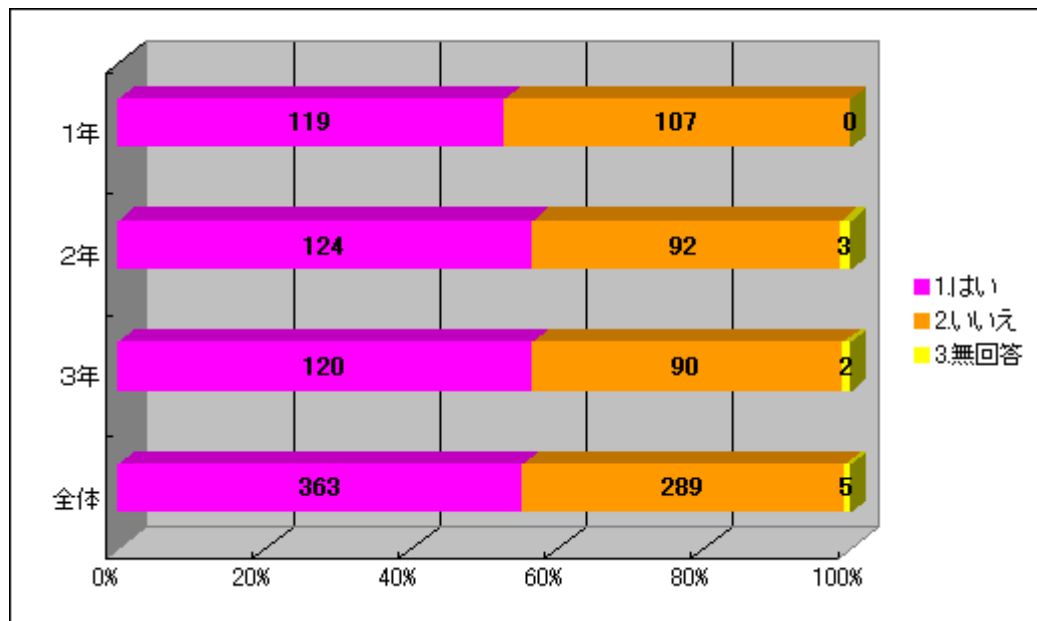
自転車走行中の携帯電話やイヤホン（片方だけの使用は良いようです）使用による罰則があることの認識は良くないようです。

質問8などの行為について罰則があることは、すでに認識されているようなのでこれからも気をつけてルールを守っていきましょう。

生徒に歩行中の行為に関する質問をしました。

1 2. 歩行中に本を読んだり、携帯電話で通話やメール、ゲームなどありますか？ (生徒)

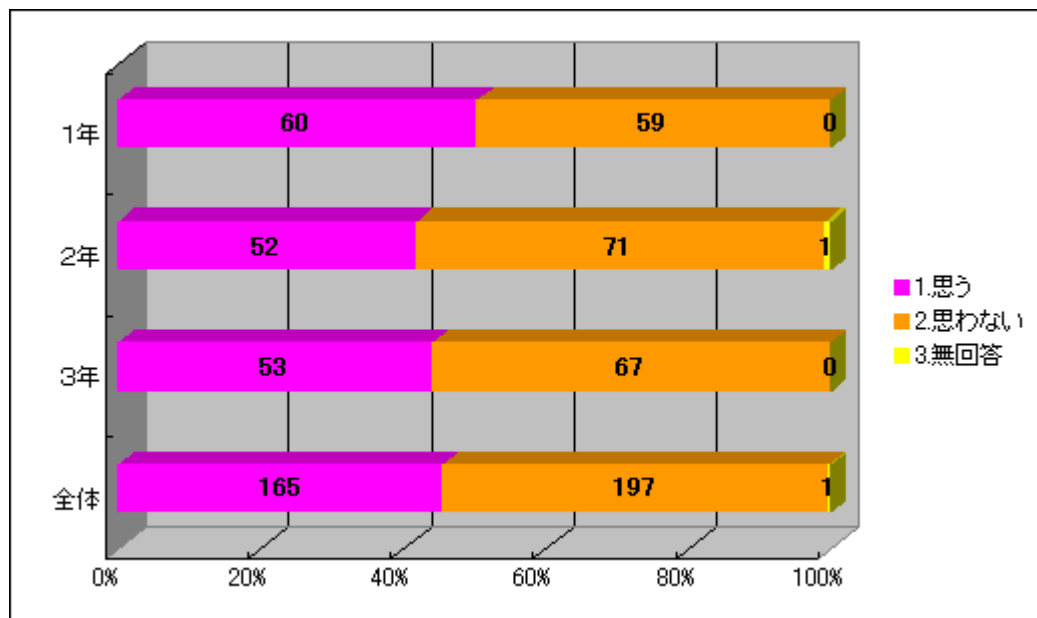
★生徒



質問 1 2 で「はい」と答えた方に聞いてみました。

1 2 - 1. 歩行中に本を読んだり、携帯電話で通話やメール、ゲームなどをすることは自転車や車との接触事故の可能性もあり危険です。 今後はそのような行為をやめようと思いますか？ (生徒)

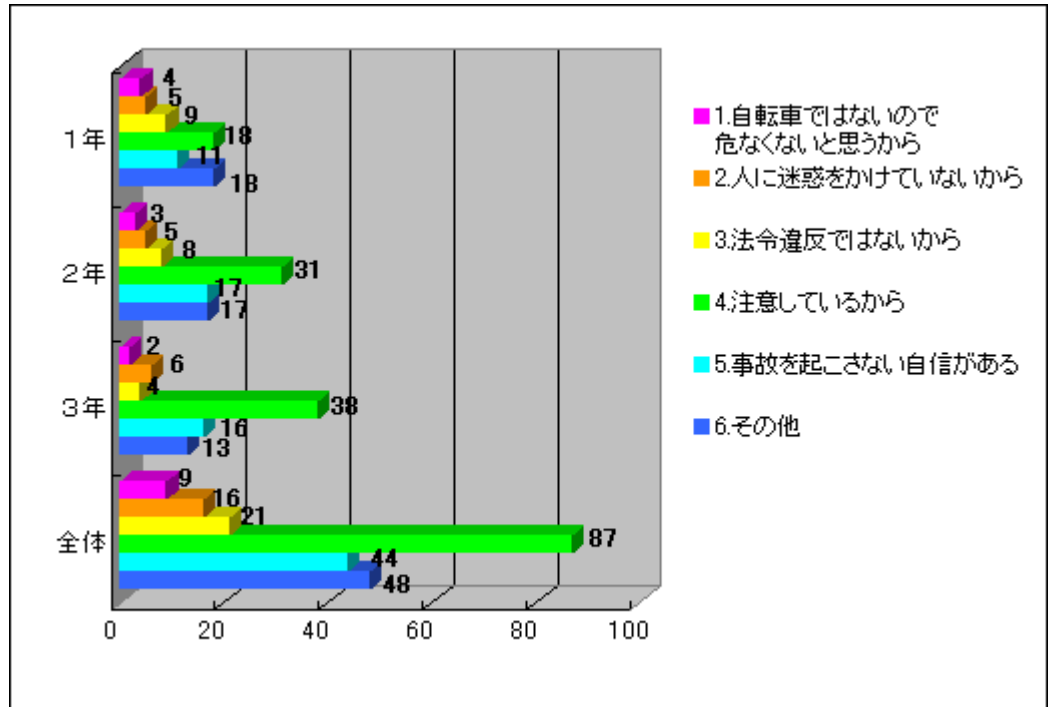
★生徒



質問 1 2 - 1 で、なぜ「やめようと思わない」のか知りたかったので、さらに続けました。

12-1-1. なぜやめようと思わないのですか？ (生徒)

★生徒



歩行中においては罰則がないものの、歩行者も注意をはらいながら通行しないと、もらい事故や出会い頭の事故など突発の事象に対応できない恐れがあります。

電車のホームで、携帯電話や携帯ゲームの操作に夢中になり、電車に接触する事故や、線路に転落する事故も発生しています。そのため鉄道会社でも注意喚起するアナウンスやポスターを貼ったりしています。

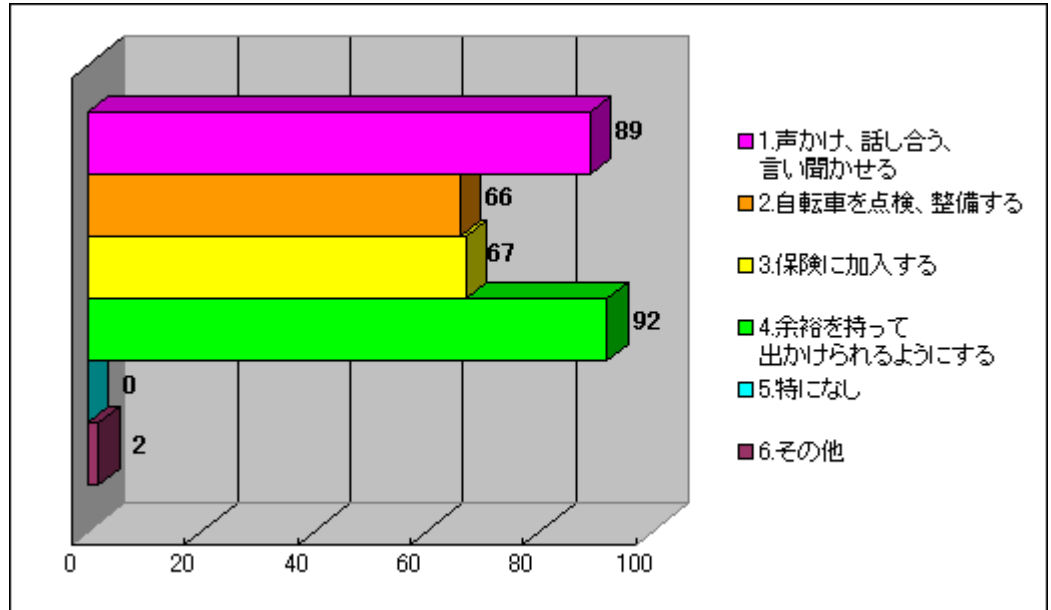
携帯電話や携帯ゲームは、安全な場所で止まってから行うようにしましょう。

保護者への質問です。

13. 高校生に対する交通安全について保護者ができることは何だと思えますか？

【複数回答可】 (保護者)

☆保護者



多い意見は、『余裕を持って出かけられるようにする』、『声かけ、話し合う、言い聞かせる』でした。時間に余裕があると急ぐこともなく心にも余裕がでる、経験談や交通法規などを語ることで事故を未然に防ぎたい、という理由からでしょうか。やはり親として、子供の安全を願わないことはない、と感じました。

最後に、不幸にも事故に遭ってしまった時、大人でさえ気が動転し、適切に対処できないものです。けが人の救護(119番)、警察への連絡(110番)、その場での示談や口約束をしない、など日頃からお子さんとお話ししておくことをおすすめいたします。

今後も交通安全のための活動を続けてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。最後に自転車に関する主な罰則を記載しました。

自転車の通行に関する主な罰則	
車道通行の無視	2万円以下の罰金又は科料
左側通行(車道)無視	3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
歩行者優先と車道寄り徐行(歩道)の無視	2万円以下の罰金又は科料
走行中の携帯電話やイヤホンなどの使用	5万円以下の罰金
傘さし運転	5万円以下の罰金
信号無視・一時不停止	3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
狭い道から広い道に出る際の徐行無視	3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
右折、左折時の合図不履行	5万円以下の罰金
自転車専用道路、自転車横断帯の無視	2万円以下の罰金又は科料
夜間無灯火	5万円以下の罰金
酒気帯び運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2人乗り	2万円以下の罰金又は科料
並進	2万円以下の罰金又は科料
※警視庁、自転車文化センターHPなどから抜粋	